

令和 5 年度 簡易水道事業特別会計補正予算書  
(第 3 号)

与那国町

## 議案第 5 号

### 令和 5 年度与那国町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度与那国町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から 9,210 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 306,127 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出補正予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は「第 3 表 地方債の補正」による。

令和 6 年 3 月 1 1 日 提出

与那国町長 糸 数 健 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収入		39,400	2,000	41,400
	1 水道事業収入	39,400	2,000	41,400
2 分担金及び負担金		140	5	145
	1 分担金及び負担金	140	5	145
3 繰入金		101,887	9,800	92,087
	1 繰入金	101,887	9,800	92,087
4 諸収入		110	85	195
	1 諸収入	110	85	195
8 地方債		53,700	1,500	52,200
	1 地方債	53,700	1,500	52,200
歳入	合計	315,337	9,210	306,127

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費		94,657	16,180	78,477
	1 水道事業費	94,657	16,180	78,477
2 水道事業建設費		118,165	10,000	108,165
	1 水道事業建設費	118,165	10,000	108,165
4 予備費		45,760	16,970	62,730
	1 予備費	45,760	16,970	62,730
歳 出	合 計	315,337	9,210	306,127

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
2. 水道事業建設費	1. 水道事業建設費	簡易水道施設整備事業	59,540

第3表 地方債の補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設整備事業 (公営企業債)	15,400	証書借入	10%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率	10%以内 償還期間は、措置期間を含め30年以内。償還方法は、元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、町財政の都合により、措置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。	15,100	証書借入	同左	同左
簡易水道施設整備事業 (辺地対策事業債)	15,400	証書借入			15,100	証書借入		
公営企業会計適用債(簡水) (過疎対策事業債)	22,900	証書借入			22,000	証書借入		